

中野区健康福祉審議会の答申及び

「中野区健康福祉総合推進計画 2018」の素案について

健康福祉領域の基本計画となる「中野区健康福祉総合推進計画」の改定、「第 7 期中野区介護保険事業計画」、「第 5 期中野区障害福祉計画」、及び「第 1 期中野区障害児福祉計画」の策定にあたり、健康福祉審議会に諮問し、基本的な考え方について答申を受け、この度、広く区民や関係団体等から意見を募るため素案としてとりまとめたので報告する。

1 答申について

(1) 中野区健康福祉審議会への諮問事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 中野区健康福祉総合推進計画の改定にあたり、すべての世代がその能力に応じて支え合う中野区をめざして、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、とりわけ以下の点に係る意見<ol style="list-style-type: none">(1) 住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが生き生きと暮らすために、区、関係機関、事業者、地域団体等の協働により、多様なサービスが確保されるための総合的な方策について(2) 障害のある人の社会参加を支えるための総合的な施策について2 第 7 期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について3 第 5 期中野区障害福祉計画・第 1 期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について |
|---|

(2) 答申

中野区健康福祉審議会答申（資料 1）

2 健康福祉の基本計画について

(1) 策定目的

区が区民とともにめざす「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていくため、健康福祉の領域にわたる今後の取り組み内容を区民に示すことを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

健康福祉総合推進計画は、社会福祉法に基づく地域福祉計画、健康増進法に基づく健康増進計画、老人福祉法に基づく老人福祉計画、及び障害者基本法に基づく障害者計画の 4 つの計画を総合した計画であり、介護保険法に基づく介護保険事業計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画とともに、基本構想及び区の基本計画である「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）」のもとで、健康福祉の領域における個別計画として位置づける。

(3) 計画期間

中野区健康福祉総合推進計画 2018	平成 30 年度～平成 34 年度までの 5 年間
第 7 期中野区介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間
第 5 期中野区障害福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間
第 1 期中野区障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間

(4) 計画素案

- ① 計画素案の概要 (資料 2)
- ② 計画素案の全文 (資料 3)

(5) 素案のポイント

① 「地域包括ケアシステム」の構築・拡充 (地域福祉)

すべての区民が尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、権利擁護の拡充、適切な住まいの確保、すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくりなどの面から「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

② 子どもの頃から取り組む健康づくり、「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み (健康医療)

妊娠期や子どもの頃から取り組む食育の推進や、スポーツ・コミュニティプラザをはじめとする区内運動施設において、子どもから高齢者まで生涯にわたり楽しく運動できる環境づくりを通じ、区民の健康的な生活習慣の定着を図るとともに、生活習慣病の発症を予防する。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた気運醸成に加え、ウォーキングルートの設置など、区民が手軽に運動に取り組める環境づくりを行う。

③ 介護予防・生活支援体制整備、在宅医療・介護連携体制の推進、新しいサービスへの対応 (高齢福祉)

介護予防事業の体系化を図り、高齢者の状態に応じた効果的な取り組みを進めるとともに、地域住民など多様な担い手による日常的な介護予防や生活支援を一体的に展開する新たなしくみの構築を行う。

また今後の在宅療養者の増加に対応するため、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携を推進する。

新たなサービスに向けた対応として、共生型居宅サービス事業所について検討を行う。

④ 障害者差別解消に係る区の取り組み、障害や発達に課題のある子どもへの支援 (障害福祉)

障害者差別解消審議会において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針などに関して審議を行い、改善に向けた取り組みを進める。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。地域の中で先を見すえた重層的な地域支援体制を構築するため、「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」、「専門的な支援の充実と質の向上」、「地域社会への参加や包容の推進」について、取り組みを行う。

3 今後の予定

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 平成 29 年 11 月 | 計画素案の概要について区報特別号を発行
関係団体等意見交換会の開催 |
| 12 月 | 区民意見交換会を開催 |
| 平成 30 年 1 月以降 | 計画案決定、パブリック・コメント手続、健康福祉審議会最終答申 |
| 3 月 | 計画策定 |